⑵　事業収益と事業リスクの共有の在り方

対象事業活動の成長発展を図るに当たっては、原材料となる農林水産物等の価値が適正に評価されるなど、その事業収益と事業リスクの共有が農林漁業者と異業種事業者との間で適切に行われるようにすること。

⑶　農林漁業者等の意向の尊重

対象事業活動の成長発展を図るに当たっては、多様な農林漁業者により、及びその連携の下に担われている地域の農林漁業の健全な発展を確保するため、地域の実情を把握し、事業効果をその地域を中心として農林漁業全体に広げる観点から農林漁業者その他の関係者の意向を尊重すること。

⑷　運用の透明性

対象事業活動に対する支援を行うに当たっては、個人及び事業者に関する情報の適正な取扱いに留意しつつ、保有する情報の公開に努め、農林漁業者その他の関係者に対する説明を行うとともに、機構又は機構が行う出資の対象となる対象事業活動支援団体に出資する民間事業者等に必要な説明を行うことにより、その運用の透明性を確保すること。

⑸　関係施策等との連携

①　対象事業活動に対する支援を行うに当たっては、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用の促進に関する法律（平成22年法律第67号）第５条第１項の認定に関する支援施策との連携を図るほか、農林水産物及び食品の輸出促進その他の農山漁村の活性化に関連する施策とも連携を図ることにより、これらの施策効果が最大限発揮されるよう配慮すること。

②　対象事業活動に対する支援を行うに当たっては、対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対して必要な支援が行われるよう、株式会社日本政策金融公庫その他の関係する金融機関、地方公共団体及び承認会社（農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第５条に規定する承認会社をいう。）との連携を図ること。

⑹　東日本大震災からの復興への配慮

対象事業活動に対する支援を行うに当たっては、東日本大震災からの農林漁業の復興に向けて被災地域等において行われる対象事業活動の推進に配慮すること。

３　農林漁業者の主導性の確保に関する事項

機構及び機構が行う出資の対象となる対象事業活動支援団体は、次に掲げる事項等により、対象事業者の意思決定における農林漁業者の主導性の確保に努めなければならない。

⑴　経営支援及び出資回収

対象事業活動の成長発展を図るに当たっては、対象事業者に出資する農林漁業者の意向を把握した上で経営支援を行うとともに、出資の回収に当たっては、当該出資に係る株式又は持分を当該対象事業者に譲渡する方法を優先して検討するなど、把握した農林漁業者の意向に配慮すること。

⑵　議決権の行使

対象事業者に対して有する議決権を行使するに当たっては、経営支援の実施を通じて把握した農林漁業者の状況等を踏まえ、当該対象事業活動の成長発展の観点から対象事業者に出資する農林漁業者及び当該対象事業活動に関連する農林漁業者に配慮すること。

４　出資手法に関する事項

⑴　間接出資に関する事項

①　対象事業活動支援団体の選定に関する事項

機構は、次に掲げる全ての事項を満たす対象事業活動支援団体を、出資の対象となる対象事業活動支援団体として選定するものとする。

ア　実施体制、担当者の業務遂行能力等の観点から上記１から３までに規定する事項を遵守し、対象事業活動に対する支援を確実に実施できると認められるものであること。

イ　民間の資金・ノウハウを十分活用するため、当該対象事業活動支援団体が次に掲げる全ての事項を満たすものであること。

㋐　当該対象事業活動支援団体の出資構成について、機構以外の者からの出資の合計額が機構の出資額以上となるものであること。

㋑　当該対象事業活動支援団体が対象事業者に対して有する議決権が、当該対象事業者の総議決権の２分の１以下であること。ただし、対象事業者の事業の継続を図る上で必要な場合において、一時的に２分の１を超える議決権を有することとなるときは、この限りでない。

ウ　当該対象事業活動支援団体に対する機構の出資について、あらかじめ約した出資金額の枠内で、当該対象事業活動支援団体からの請求に応じてその都度払い込むものであることが組合契約その他の契約において明らかにされていること。

②　対象事業活動支援団体の監督に関する事項

機構は、次に掲げる方法により、支援対象事業活動支援団体が上記１から３までに規定する事項に即して対象事業活動に対する支援を行っているか否かを確認するとともに、支援対象事業活動支援団体に対し必要な監督を行うものとする。

ア　重要な意思決定に係る機構の同意

㋐　機構は、対象事業活動支援団体との組合契約その他の契約において、対象事業者に対する出資又は当該出資に係る株式若しくは持分の譲渡その他の処分の決定を行うときは、あらかじめ、機構の同意を得ることを定めなければならない。

㋑　機構は、㋐の同意の申請があった場合において、当該出資又は当該出資に係る株式若しくは持分の譲渡その他の処分をすることがこの支援基準に規定する事項に違反していないと認めるときは、その同意をするものとする。

イ　報告の徴収等

機構は、定期的に、又は必要に応じて、支援対象事業活動支援団体の出資者であってその業務を執行する者（以下「業務執行者」という。）に事務の処理の状況その他の事項に関し報告をさせ、又は支援対象事業活動支援団体の業務及び財産の状況を検査するものとする。

ウ　指導、勧告その他の措置等

機構は、必要に応じて、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法第21条第１項第８号の規定による指導、勧告その他の措置を行うものとし、当該支援対象事業活動支援団体が当該措置に従わないときは、業務執行者の解任の提案その他の措置を行うものとする。

⑵　直接出資に関する事項

機構は、上記１に規定する事項を満たしているにもかかわらず、支援対象事業活動支援団体が存在せず若しくは想定されない地域・事業分野において行われる対象事業活動又は事業効果が広範に及ぶなどその性質に基づき支援対象事業活動支援団体の支援に委ねることが適切でないと判断される対象事業活動について、これらの対象事業活動に関する民間等の出資の意向、地域の実情、事業分野をめぐる状況等を十分把握し、それらを勘案して必要と認められる場合には、これらの対象事業活動に対し直接出資を行うものとする。この場合において、機構は、次に掲げる全ての事項を満たすものとする。

①　実施体制、担当者の業務遂行能力等の観点から上記１から３までに規定する事項を遵守し、対象事業活動に対する支援を確実に実施できる体制を整備すること。

②　民間の資金・ノウハウの積極的な活用及び経営の規律保持を図るため、当該対象事業活動に対する機構からの資金供給の割合については、間接出資の場合との均衡にも配慮しつつ、必要な範囲内において検討すること。

㈱　この支援基準における用語のうち、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法において定義が定められているものについては、その例による。